



平成28年10月31日

各 位

会 社 名 株式会社SRAホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 鹿 島 亨  
(コード：3817、東証第一部)  
問合せ先 管理本部長 生川 尚幸  
(TEL 03-5979-2666)

### 当社子会社の訴訟の判決に関するお知らせ

当社子会社である株式会社SRA（以下、「SRA」という。）が株式会社ハピネット（以下、「ハピネット」という。）に対して提起した損害賠償等請求訴訟およびハピネットがSRAに対して提起した業務委託料返還等請求訴訟について、本日、東京地方裁判所より判決が言い渡されました。

SRAとしましては、判決内容につきまして、当社の主張が認められず、誠に遺憾であります。

本判決は、システム開発における顧客との契約および信頼関係を根底から覆す恐れがあることから、到底、承服できるものではありません。今後は、弁護士をまじえ判決内容を精査するとともに、本判決が業績に与える影響を確認し、方針を検討してまいります。

なお、今後の進捗状況に応じ、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訴訟の提起および判決のなされた裁判所および年月日

- (1) 裁判所： 東京地方裁判所
- (2) 訴訟提起年月日：平成23年3月31日（SRAがハピネットに対し損害賠償等請求訴訟提起）  
平成23年4月6日（ハピネットがSRAに対し業務委託料返還等請求訴訟提起）
- (3) 判決年月日 平成28年10月31日

#### 2. 本訴および反訴の判決の内容

- (1) ハピネットは、SRAに対し金2,232万5,625円およびこれに対する支払済までの年6分の割合による遅延損害金を支払え。
- (2) SRAは、ハピネットに対し金7億9,032万2,500円およびこれに対する支払済までの年6分の割合による遅延損害金を支払え。
- (3) SRAおよびハピネット双方のその余の請求を棄却する。
- (4) 訴訟費用は4分の3をSRAの負担とし、4分の1をハピネットの負担とする。
- (5) この判決は、仮に執行することができる。

#### 3. 訴訟の原因および提起に至った経緯

SRAは、ハピネットとの間で締結した「新基幹システム構築」に関する開発委託契約および関連する複数の契約に基づき、作業を進めておりましたが、ハピネットは、平成21年12月15日、項目を指定して、一方的にSRAによる作業を停止するように指示するとともに、上記の契約に基づき既に納品・検収の終了したものや現に使用しているものについても、代金の支払いを拒否しました。

SRAとしましては、当事者間で速やかにかつ契約にのっとった解決を図るべく、ハピネットに対し、上記の契約に基づき誠実に作業を実施していることを説明し、繰り返し作業停止指示の撤回および上記代金の請求をしておりますが、ハピネットはこの停止指示の撤回および上記代金の支払いを拒否しております。そのため、司法に判断を委ねることが妥当として、訴訟を提起したものです。

#### 4. 関連する過去の開示

- (1) 「損害賠償等請求訴訟提起に関するお知らせ」（平成23年3月31日）  
<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20110331.pdf>
- (2) 「当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」（平成23年4月13日）  
<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20110413.pdf>

以 上